

平成30年度随意契約情報(役務費)福祉部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	地福推進	社会援護	生活保護審査・指導グループ	社会保険診療報酬支払基金大阪支部	生活保護法による診療報酬審査支払手数料	20180401	20190331	43,738,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(診療報酬の支払いに係る業務)を有する業務であるため、委託先(社会保険診療報酬支払基金)が特定されるため。
2	地福推進	社会援護	生活保護審査・指導グループ	大阪府国民健康保険団体連合会	生活保護法による介護報酬審査・支払手数料	20180401	20190331	21,645,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(介護報酬の支払いに係る業務)を有する業務であるため、委託先(大阪府国民健康保険団体連合会)が特定されるため。
3	子ども	家庭支援	育成グループ	社会保険診療報酬支払基金	平成30年度診察報酬請求による経費の審査業務	20180401	20190331	1,703,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	児童福祉法第27条第1項第3号により、児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託している児童並びに同法第33条により一時保護されている児童の医療の支払いについては、大阪府国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金大阪支部のみがその業務を行っており、その審査及び支払に関する手数料に係る費用についても、同団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結しているものであるため。
福祉部(役務費)					H30. 4~5月	3件		67,086,000円		
					合計	3件		67,086,000円		